

江東区監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和6年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、佐竹委員は、就任前のため、本監査に関与していない。

令和7年4月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	佐 竹 としこ
同	やしきだ 綾香
同	河 野 清 史

1 指摘事項

地域振興部青少年課では、令和5年6月分から翌年3月分までの全9回分の豊洲文化センター施設利用料金について、出納閉鎖直前である令和6年5月27日に資金前渡の支出命令を行い、その後支払いを行っていた。江東区会計事務規則第11条において、毎年度、歳出に属する支出命令書は、翌年度の4月20日までに会計管理者に送付するものと定められており、これに違反する行為である。

この取扱いについて、会計事務の制度所管である会計管理室から令和6年3月27日付5江会第1537号「令和5年度出納整理期間における会計事務処理について（通知）」が発出されており、十分な周知がされていたにもかかわらず、期限より大幅に遅れていた事実を鑑みると、事務処理を怠っていたと言わざるを得ない。

また同課においては、同一期間に重複して同一事業・同一科目の資金前渡を行うといった不適正事例も発生していた。江東区会計事務規則第85条第1項において、前渡金の精算が終わっていない者は、同一の事項について重ねて資金の前渡を受けることができないとされており、これに抵触する。

資金前渡の事務処理にあたっては、同規則等の関係規定を順守し適切な資金管理に取り組むよう、早急に事務執行体制を改められたい。

2 措置事項

豊洲文化センター施設利用料金の支払いの遅延については、支出処理を失念していたことが原因であると考えている。再発防止のため、係全体の支払管理表を作成し、月初に係会議を開催して年間と当該月の内容の確認を行う。月末には係長が支払い状況を確認し、課長に報告すると共に、複数職員による確認体制に改める。担当者は支払予定を必ずスケジュールに登録し、支払い漏れがないよう係内の職員間で確認・フォローができるようにする。また、施設の予約の際には可能な限りまとめて予約を行うなど、支払回数を減らす。これらを行うことで、今後は支払い漏れが無いように改める。

同一期間に重複して資金前渡を行ったことについては、現金の使用がわかりやすいように、使用用途で請求を分けて起案していたことが原因であると考えている。再発防止のため、資金前渡を行う際には、係の支払い管理として、同一事業の前渡金支出に関わる職員を1人担当とし、同一事業を担当する職員及び係長に対してメール等で連絡・報告を行い、重複することが無いように確認する。